

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第12条 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(添付書類)

第一条の二 法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。<sup>9)</sup>

(削る)

改 正 前

(添付書類)

第一条の二 法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。ただし、第一号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。)については、その旨を証明した市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書をもつて代えることができる。

一 法第三条第一項の免許を受けようとする者(法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員)を含む。以下この条において「免許申請者」という。)、宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号。以下「令」という。)第二条の二で定める使用人及び事務所<sup>10)</sup>とに置かれる法第三条の三第一項に規定する宅地建物取引士が、法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

法第二条第一項の免許を受けようとする者(法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員)を含む。以下この条において「免許申請者」という。)、宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号。以下「令」という。)第二条の二で定める使用人及び事務所<sup>10)</sup>とに置かれる法第三条の三第一項に規定する宅地建物取引士が、法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しな

一 の二 免許申請者、令第一条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十二条の二第一項に規定する宅地建物取引士が、法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第一項及び第二項の規定により法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

。 ) 第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三条の三第一項に規定する宅地建物取引士が、法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

い旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

二二十一（略）

二二十一（略）

3|| 2 国土交通大臣及び都道府県知事は、免許申請者に対し、第一項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4|| 法第四条第二項第一号から第三号まで並びに第一項第二号、第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる添付書類の様式は、別記様式第一号によるものとする。

（心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者）

第三条の二 法第五条第一項第十号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により宅地建物取引業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（変更等の手続）

第五条の三（略）

2 法第九条の規定により変更の届出をしようとする者は、その変更が法人の役員、令第二条の二で定める使用人若しくは事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の増員若しくは交代又は事務所の新設若しくは移転によるものであるときは、その届出に係る者又は事務所に関する法第四条第二項第二号及び第三号並びに第一条の二第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を添付して届け出なければならない。

3 （略）

（心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者）

第十四条の二 法第十八条第一項第十二号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により宅地建物取引士の事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者と

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、免許申請者に対し、第一項第二号、第五号、第七号及び第八号に掲げる添付書類の様式は、別記様式第一号によるものとする。（新設）

3|| 法第四条第二項第一号から第三号まで並びに第一項第二号、第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる添付書類の様式は、別記様式第一号によるものとする。（新設）

（新設）

（変更等の手続）

第五条の三（略）

2 法第九条の規定により変更の届出をしようとする者は、その変更が法人の役員、令第二条の二で定める使用人若しくは事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の増員若しくは交代又は事務所の新設若しくは移転によるものであるときは、その届出に係る者又は事務所に関する法第四条第二項第二号及び第三号並びに第一条の二第一項第一号、第一号の二及び第三号から第五号までに掲げる書類を添付して届け出なければならない。

3 （略）

（新設）

する。

(宅地建物取引士資格登録簿の登載事項)

第十四条の二の二 (略)

(登録の申請)

第十四条の三 (略)

(略)

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

(削る)

三 法第十八条第一項第二号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

三 法第十八条第一項第二号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第三号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一・二 (略)

(略)

三 法第十八条第一項第二号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

四 民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により法第十八条第一項第二号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同項第三号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

五 法第十八条第一項第四号から第八号までに該当しない旨を誓約する書面

(略)

(新設)

4 都道府県知事は、法第十八条第一項の登録を受けようとする者に対し、第三項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4 都道府県知事は、法第十八条第一項の登録を受けようとする者に対し、第三項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

5 都道府県知事は、法第十八条第一項の登録を受けようとする者に対し、第三項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

5 都道府県知事は、法第十八条第一項の登録を受けようとする者に対し、第三項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

6 第一項の登録申請書、第三項第二号の書面のうち法第十八条第一項の実務の経験を有する者であることを証する書面及び第三項第四号の誓約書の様式は、それぞれ別記様式第五号、別記様式第五号の二及び別記様式第六号によるものとする。

5 第一項の登録申請書、第三項第二号の書面のうち法第十八条第一項の実務の経験を有する者であることを証する書面及び第三項第五号の誓約書の様式は、それぞれ別記様式第五号、別記様式第五号の二及び別記様式第六号によるものとする。

(死亡等の届出の様式)

第十四条の七の二 (略)

2|| 宅地建物取引士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第二十一条第三号の規定による届出をする場合においては、前項の死亡等届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。

(登録の消除)

第十四条の八 都道府県知事は、法第二十二条の規定により登録を消除了ときは、その理由を示して、その登録の消除に係る者、相続人、法定代理人又は同居の親族に通知しなければならない。

(取引一任代理等に係る認可の申請)

第十九条の二 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。  
(削る)

一 役員及び重要な使用人が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書又はこれに代わる書面

二 (略)

三 (略)

(略)

4|| 3 国土交通大臣は、法第五十条の二第一項の認可を受けようとする者に対し、第二項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

5|| 第一項に規定する認可申請書の様式は、別記様式第十二号の二によるものとし、第二項第二号及び第三号並びに第六号から第十号までによるものとし、第二項第三号及び第四号並びに第七号から第十一号まで

(死亡等の届出の様式)

第十四条の七の二 (略)

(新設)

第十四条の八 都道府県知事は、法第二十二条の規定により登録を消除了ときは、その理由を示して、その登録の消除に係る者、相続人、後見人又は保佐人に通知しなければならない。

(取引一任代理等に係る認可の申請)

第十九条の二 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 役員及び重要な使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書又はこれに代わる書面

二 (略)

三 (略)

(略)

4|| 第一項に規定する認可申請書の様式は、別記様式第十二号の二によるものとし、第二項第三号及び第四号並びに第七号から第十一号まで

掲げる添付書類の様式は、別記様式第十二号の三によるものとする。

に掲げる添付書類の様式は、別記様式第十二号の三によるものとする。

(心身の故障により指定流通機構の業務を適正に行うことができない者)

**第十九条の二の八** 法第五十条の二の五第一項第三号ハの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により指定流通機構の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(業務の一部委託の承認申請)

**第十九条の四** (略)

2 前項の委託承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇六 (略)

(削る)

七 受託者の役員が法第五十条の二の五第一項第三号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 受託者の役員が法第五十条の二の五第一項第三号イ(法第五条第一項第一号に係る部分を除く。)からハまでに該当しないことを誓約する書面  
国土交通大臣は、指定流通機構に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類を提出させることができる。

3||

(新設)

(業務の一部委託の承認申請)

**第十九条の四** (略)

2 前項の委託承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第七号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一〇六 (略)

七 受託者の役員が法第五十条の二の五第一項第三号イ(法第五条第一項第一号に係る部分に限る。次号において同じ。)に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

七の二 受託者の役員が民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により法第五十条の二の五第一項第三号イに規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号イに規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書  
八 受託者の役員が法第五十条の二の五第一項第三号イ(法第五条第一項第一号に係る部分を除く。)及び口に該当しないことを誓約する書面

(新設)

4 第一項の規定による委託承認申請書の様式は、別記様式第十二号の

四によるものとし、第二項第八号の誓約書の様式は、別記様式第十二号の五によるものとする。

(添付書類等)

第二十一条 法第五十一条第三項第四号に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるるものとする。

一(三) (略)  
(削る)

四 役員が法第五十二条第七号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

3 第一項の規定による委託承認申請書の様式は、別記様式第十二号の四によるものとし、前項第八号の誓約書の様式は、別記様式第十二号の五によるものとする。

(添付書類等)

第二十一条 法第五十一条第三項第四号に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるるものとする。ただし、第四号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一(三) (略)

四 役員が法第五十二条第七号イに規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

四(二) 役員が民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により法第五十二条第七号イに規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号イに規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

五 役員が法第五十二条第七号ロからニまでに該当しないことを誓約する書面

2 國土交通大臣は、法第四十一条第一項第一号の指定を受けようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

3 法第五十二条第二項の規定による申請書の様式は、別記様式第十三号によるものとし、第一項第五号の誓約書の様式は、別記様式第十四号によるものとする。

(心身の故障により手付金等保証事業を適正に営むことができない者 )

第二十三条の二 法第五十二条第七号ホの國土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により手付金等保証事業を適正に営むに当たつて必

(新設)

2 法第五十二条第二項の規定による申請書の様式は、別記様式第十三号によるものとし、前項第五号の誓約書の様式は、別記様式第十四号によるものとする。

要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことのできない者とする。

(変更の届出)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、前項に掲げる書面のほか、当該役員の履歴書、法第五十二条第七号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない旨に該当しない旨の市町村の長の証明書及び同号ロからホまでに該当しないことを誓約する書面を第一項の書面に添付しなければならない。

(添付書類等)

第二十五条の五 法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第三項第四号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

3 第一項の規定による変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、前項に掲げる書面のほか、当該役員の履歴書、法第五十二条第七号イに規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により法第五十二条第七号イに規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書、同号イに規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号ロからニまでに該当しないことを誓約する書面を第一項の書面に添付しなければならない。ただし、成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

(添付書類等)

第二十五条の五 法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第三項第四号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第四号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

1 (略)

1 (削る)

四 役員が法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第七号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

四 役員が法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第七号イに規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者

に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号イに規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

五 役員が法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第七号ロからホまでに該当しないことを誓約する書面

六 (略)

五 役員が法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第七号ロからニまでに該当しないことを誓約する書面

六 (略)

2|| 六 (略)

2|| 国土交通大臣は、法第四十一条の二第一項第一号の指定を受けようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

3|| 法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第二項の規定による申請書の様式は、別記様式第十六号の二によるものとし、前項第五号の誓約書の様式は、別記様式第十六号の三によるものとする。

(心身の故障により手付金等保管事業を適正に営むことができない者

第二十五条の七の二 法第六十三条の三第二項において準用する法第五

十二条第七号ホの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により手付金等保管事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(変更の届出)

第二十五条の八 (略)

(略)

3 第一項の規定による変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、前項に掲げる書面のほか、当該役員の履歴書、法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第七号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書及び同号ロからホまでに該当しないことを誓約する書面を第一項の書面に添付しなければならない。\*

(新設)

第二十五条の八 (略)

(略)

3 第一項の規定による変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、前項に掲げる書面のほか、当該役員の履歴書、法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第七号イに規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第七号イに規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町

2|| 法第六十三条の三第二項において準用する法第五十二条第二項の規定による申請書の様式は、別記様式第十六号の二によるものとし、前項第五号の誓約書の様式は、別記様式第十六号の三によるものとする。

村の長の証明書、同号イに規定する破産者で復権を得ないもの並びに同号ロからニまでに該当しないことを誓約する書面を第一項の書面に添付しなければならない。ただし、成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

(心身の故障により宅地建物取引業保証協会の業務を適正に行うこと  
ができない者)

**第二十六条の二** 法第六十四条の二第一項第四号ハの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により宅地建物取引業保証協会の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(宅地建物取引業保証協会の指定の申請)

**第二十六条の二の二** (略)

2 前項の指定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三 (略)

四 役員が法第六十四条の二第一項第四号イからハまでに該当しないこととを誓約する書面

五 (略)

3|| 国土交通大臣は、法第六十四条の二第一項の指定を受けようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4|| 第二項第一号の書類は、宅地建物取引業者の免許を受けた国土交通大臣又は各都道府県知事ごとに別紙として二部添付するものとし、第二項第四号の誓約書の様式は、別記様式第十八号によるものとする。

(宅地建物取引業保証協会の業務の一部委託承認申請)

**第二十六条の三** (略)

(新設)

(宅地建物取引業保証協会の指定の申請)

**第二十六条の二** (略)

2 前項の指定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三 (略)

四 役員が法第六十四条の二第一項第四号イ及びロに該当しないこととを誓約する書面

五 (略)

(新設)

3|| 前項第一号の書類は、宅地建物取引業者の免許を受けた国土交通大臣又は各都道府県知事ごとに別紙として二部添付するものとし、前項第四号の誓約書の様式は、別記様式第十八号によるものとする。

(宅地建物取引業保証協会の業務の一部委託承認申請)

**第二十六条の三** (略)

2 前項の委託承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければなら  
ない。

一六

三

七 受託者の役員が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 受託者の役員が法第五条第一項第一号から第八号まで及び第十号

に該当しないことを誓約する書面

4|| もののほか、必要と認める書類を提出させることができる。  
第一項の規定による委託承認申請書の様式は、別記様式第十九号によるものとし、第二項第八号の誓約書の様式は、別記様式第二十号によるものとする。

(信託会社等の届出)

第三十二条（略）

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(削る) (略)

2 前項の委託承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第七号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

3 一・六 (略)

2 七 受託者の役員が法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

七の二 受託者の役員が民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により法第五条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

八 受託者の役員が法第五条第一項第二号から第四号までに該当しないことを誓約する書面

(新設)

2 第三十一条 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第三号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

3 一・二 (略)

条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない  
旨の後見等登記事項証明書

三、届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。）、令二  
条の二で定める使用人及び事務所」とに置かれる法第三十一条の三  
第一項に規定する宅地建物取引士が法第五条第一項第一号に規定す  
る破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市  
町村の長の証明書

四、（略）  
（3）国土交通大臣は、法第七十七条第三項又は令第九条第三項の規定に  
よる届出をしようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要  
と認められる書類を提出せねばならないことができる。

様式第四号（第十四条の二の二関係）

（略）

様式第六号（第十四条の三関係）

（A.4）

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第18条第1項第3号から第12号まで  
に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名

印

私は、宅地建物取引業法第18条第1項第4号から第8号までに  
該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名

印

知事 殿

様式第七号の二（第十四の七の二関係）

(A 4)

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、12条の規定により、次の通り届け出ます。

年月日

知事 殿

届出者 住所  
氏名

印

受付番号

受付番号

届出時の登録番号

宅地建物取引業法第18条第1項の  
登録を受けている者と届出人との  
関係

1. 相続人 2. 本人 3. 法定代理  
4. 同居の親族

知事 殿

様式第七号の二（第十四の七の二関係）

(A 4)

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、12条の規定により、次の通り届け出ます。

年月日

知事 殿

届出者 住所  
氏名

印

受付番号

受付番号

届出時の登録番号

宅地建物取引業法第18条第1項の  
登録を受けている者と届出人との  
関係

1. 相続人 2. 本人 3. 後見人  
4. 保佐人

届出の理由

届出の理由

届出の理由

1. 死亡  
2. 法第18条第1項第1号  
3. 法第18条第1項第2号  
4. 法第18条第1項第3号  
5. 法第18条第1項第4号  
6. 法第18条第1項第5号

届出の理由

1. 死亡  
2. 法第18条第1項第1号  
3. 法第18条第1項第2号  
4. 法第18条第1項第3号  
5. 法第18条第1項第4号  
6. 法第18条第1項第4号の2

7. 法第18条第1項第6号	7. 法第18条第1項第4号の3
8. 法第18条第1項第7号	8. 法第18条第1項第5号
9. 法第18条第1項第8号	9. 法第18条第1項第5号の2
10. 法第18条第1項第12号	10. 法第18条第1項第5号の3
宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名	性別 1. 男 2. 女
生年月日	年月日
登録年月日	年月日
本籍	年月日
住所	年月日
業務に従事する(又はしていた)宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称 免許証番号 国土交通大臣( )第号 知事
届出事由の生じた日	年月日

様式第十二号の五(第十九条の四関係)

(A 4)

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第50条の2の5第1項第3号イ(第5条第1項第1号に係る部分を除く。)からハまでに該当しない者であることを誓約します。

7. 法第18条第1項第4号の3	7. 法第18条第1項第4号の3
8. 法第18条第1項第5号	8. 法第18条第1項第5号
9. 法第18条第1項第5号の2	9. 法第18条第1項第5号の2
10. 法第18条第1項第5号の3	10. 法第18条第1項第5号の3
宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名	性別 1. 男 2. 女
生年月日	年月日
登録年月日	年月日
本籍	年月日
住所	年月日
業務に従事する(又はしていた)宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称 免許証番号 国土交通大臣( )第号 知事
届出事由の生じた日	年月日

様式第十二号の五(第十九条の四関係)

(A 4)

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第50条の2の4第1項第3号イ(第5条第1項第1号に係る部分を除く。)及びロに該当しない者であることを誓約します。

年月日	年月日
氏名	印

国土交通大臣

殿

様式第十四号（第二十一条関係）

(A 4)

誓約書

私は、宅地建物取引業法第52条第7号ロからエまでに該当しない者であることを誓約します。

年月日

氏名

印

国土交通大臣

殿

様式第十六号の三（第二十五条の五関係）

(A 4)

誓約書

私は、宅地建物取引業法第52条第7号ロからエまでに該当しない者であることを誓約します。

年月日

氏名

印

国土交通大臣

殿

様式第十六号の三（第二十五条の五関係）

(A 4)

誓約書

私は、宅地建物取引業法第52条第7号ロからエまでに該当しない者であることを誓約します。

年月日

氏名

印

私は、宅地建物取引業法第63条の3第2項において準用する第52条第7号ロからエまでに該当しない者であることを誓約します

私は、宅地建物取引業法第63条の3第2項において準用する第52条第7号ロからエまでに該当しない者であることを誓約します

年 月 日

氏 名

印

国土交通大臣

殿

様式第十七号（第二十六条の二の二関係）

(略)

様式第十八号（第二十六条の二の二関係）

(A 4)

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第64条の2第1項第4号イからハまでに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名

印

年 月 日

氏 名

印

国土交通大臣

殿

様式第十七号（第二十六条の二関係）

(略)

様式第十八号（第二十六条の二関係）

(A 4)

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第64条の2第1項第4号イ及びロに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名

印

国土交通大臣

殿

様式第二十号（第二十六条の三関係）

(A 4)

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第5条第1項第2号から第8号まで及び第10号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏名 印

国土交通大臣

殿

様式第二十号（第二十六条の三関係）

(A 4)

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第5条第1項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏名 印

国土交通大臣

殿